

議会運営委員会

平成30年5月18日（金）

午前10時22分開会

○村田委員長　ただいまより議会運営委員会、議会改革委員会を開会いたします。

先般、方向性をきちっと決めていただきました。その上に立って、6月に実施をするに当たっての必要箇所を皆さん方で御協議、決定をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

まず、条例改正を説明してもらえ。

（「先、名称とか決めて」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　まず、1 常任委員会に……。なったとき、どこへ書いてある。名称。名称が書いていない。

（発言する者あり）

○村田委員長　1 常任委員会になった場合の、まず、第1 番目に、常任委員会の名称でありますけれども、事務局案として行政常任委員会、2 番目が、総合（審査）常任委員会、3 番目が、政務（審査）常任委員会とありますけれども、その他に、その他において、皆さん方のこういう名前がいいのではないかということがありましたら御発言を願いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。ございませんか。

○奥田委員　事務局に確認したいんですけれども、ちなみに、四つの市がやっていますよね、北海道の。その名称ってどうなっておるんですか。

○岩本議会事務局長　4 市のうちの三つの市が行政常任委員会、一つの市が総合常任委員会という名称を使っています。

以上です。

○村田委員長　奥田委員、よろしいですか。

○奥田委員　はい。

○三鬼（和）委員　常任委員会が一つになるわけですので、今さら総合というのもしゃないということで、行政常任委員会でもいいんじゃないんですか。

○村田委員長　他に御意見ございませんか。

副議長、さっき言われておりましたけど、よろしいですか。

他にございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、事務局案として行政常任委員会という名称が、仮称がつけられておりましたけれども、正式に行政常任委員会ということで名称をつけたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　それでは、行政常任委員会といたします。

次に、議会運営委員会の委員定数及び任期について御協議をいただきたいと、お決めにいただきたいと思いますが、現状では定数が7人で任期が1年となっております。この件について、皆様方の御意見がありましたらお伺いいたしたいと思っております。

○濱中委員　　特に、定例会前の議会運営委員会に関しましては、委員会の効率性という問題の中で、この後の全員協議会をどうするのかとか、そういった話もありましたけど、そのあたりはどういうふうに考えるんでしょうか。もう、この現状のままで行きますと、議運をやって、その後また全員協議会で皆さんで、皆さんに議案を示すという形でそのまま行くということになりますか。

○村田委員長　　それは、ですから、今、構成の皆さんにお問い合わせをしておるわけでありまして、その構成人数によっても多少は違うんですから、現状のままで行くということであれば現状のままだと思います。

他にございますか。

○濱中委員　　もう一点。もう一点。

もちろん、ちょっと先走った話かもしれませんが、先日の資料の中に定数7人の構成の考え方が示されたものがあったと思うんですけれども、それは、人数が決まってからやるということによろしいですか。

○村田委員長　　もちろんそうでございます。

他にございませんか。

○三鬼(和)委員　　現状でいいんじゃないんですか。

○村田委員長　　現状でどうかという御意見ございましたけれども、そのほかの御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、定数につきましては現状の7名ということで。

任期についてはいかがでしょう。

○三鬼（和）委員　　1年ということで。同時に、正副委員長の任期も1年ということで、いかがでしょうか。

○村田委員長　　正副委員長は、この後で。まず、議運で。

○三鬼（和）委員　　任期が1年でかわりますので。

○村田委員長　　じゃ、議運、任期1年の定数7人ということでよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　次に、この1常任委員会の委員長及び副委員長の任期についてお尋ねをいたしたいと思えますけれども、御意見ございますか。

○三鬼（和）委員　　現状で、1年ということで。

あわせて、補足してもいいですか。

○村田委員長　　どうぞ。

○三鬼（和）委員　　多分、濱中委員も言いたいことだと思うんですけど、今回、以前も申し合わせをしましたように、行政常任委員長はメンバーに入ることです。選考のときに。それを……。

○村田委員長　　それは、構成ですね。

○三鬼（和）委員　　はい。それは、申し合わせのときに。

○村田委員長　　それは、構成ですね。それは、構成ですね。

委員長及び副委員長の任期、1年ということで決定をいたしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　それでは、新しい委員会の委員長、副委員長の任期は1年ということで決定をいたしたいと思えます。

それから、次に、2項目めの議会運営委員会の委員の選出方法、これについて御意見をいただきたいと思えますけれども、構成ですね。皆さん、お考えをお持ちでありましたら、御発言願いたいと思えます。御発言、ありませんか。

現状をちょっと、局長、説明してください。

○岩本議会事務局長　　まず、議会運営委員会の7人につきましては三つの常任委員会の委員長、ほかの4人は協議の上決定するというふうになっております。

以上です。

○村田委員長　　三つの委員長が優先的に構成員として入るとされておりますけど、これ、一つになりますので、1名ということになりましようが、残ったあと6名の

選出方法は、選挙ということでよろしゅうございますか。

○濱中委員　　以前、会派という考え方で人数を決めていた時期がありまして、一旦、これ、なくなっておりますけれども、会派に関しては、今後とももうそういった形はないということで、今回、もう一遍確認したいんですけど。会派の人数によって決まったときがあった。

○村田委員長　それについては、従来はずっと会派ごとの選出方法で、無所属の方は選挙でもって選出をするという形をとってございましたけれども、最近では会派がございませんので、それじゃ、もう自由に選挙で選んだらどうかということで現在に至っておりますので、この会派ということについては、今回は問題にならないのではないかなと思っております。

○三鬼（和）委員　会派ができないとは断定できないので、これまでの議員定数と、それから、議会運営委員会の7人に基づいて比率だけはつくっておくということで、あと一点は、じゃ、政党の……。

（「現在、そうなおるかな。なっていないよ」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　なっていないよ、今。

○三鬼（和）委員　ですので、比率、会派ができたときに比率ですかということも含めて、確認しておいたらどうですか。

（「会派、関係ないね」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員　会派ができたということ。現在としてはないだろうとは思いますが、できたということ、2期ぐらい前までは会派の比率についても申し合わせ事項のところで確認しておったということがあるので、まあ、途中でできても次の改正のときじゃないとできないので、次の改正のときには比率に基づいてそれを、会派の参加メンバーを認めるというような申し合わせだけしておいたらどうですか。

○村田委員長　今の、三鬼さんの御意見いただきましたけれども、皆さんの御意見を伺いたいと思っておりますけれども、従来は、会派がないときにも、この申し合わせ事項の時点で会派がなかったら次回ので、次回の改選の申し合わせ事項の確認のときに再度協議をするということで済んでおりますけれども、特別そういう意見がございましたけれども、他に皆さん方の御意見をお伺いしたいと思います。

○濱中委員　やはり、今任期、この1年じゃなくて、この今のメンバーのときだけの申し合わせではなくて、また次の改選があったときとか、その先のものにも残せるような形を考えるのであれば、やはり途中でできたときはいつからとか、そういっ

たところまで明文しておいたほうがええのかなという気はします。

○村田委員長 議長の御意見、いかがですか。

○南議長 今回の、会派がもしできた場合できなかった場合ってあるんですけど、仮に7人でスタートした時点でおって、もし、議運へ所属していない方が会派をつくって、1名入れいと言うた場合……。

(「だから、そういう……」と呼ぶ者あり)

○南議長 うん、いや、それがもう、この任期中かこの1年間中は、もうそれはそれでルールとしてできないというような申し合わせ事項をつくっておかんことにはとんでもないことになってくると思うんですわ。

○村田委員長 ですから、ですから……。

○南議長 そこら辺だけ、きっちり。

○村田委員長 ですから、会派のことを、今、明記するんじゃなくて、今現在会派がありませんから、その中の選出方法を、今、申し合わせ事項でやっておるわけでしょう。ですから、次回の、1年したらまた改選になるわけですから、役員のね。そのときの申し合わせ事項までに会派ができたならそのときに変更すればいいということで、今明文化をする必要は別段ないのではないかなとは思いますが。これは、あくまでも私の私見ですが。

○三鬼(和)委員 確認ということで、途中は、議長言われておること、これはもってのほかやと思うんですけど、1年後のときに会派ができた場合は、一応会派枠というのは、一応認めるということで比率ということで……。

○村田委員長 その場合は、次回からですね。途中からは絶対できませんので。ですから、会派ができた時点で、次回の申し合わせでやればええということですから、何ら問題はないんじゃないかなと思います。

○三鬼(和)委員 委員長の言うとおりです。委員長の言うとおりで、あと、申し合わせ事項ですもんで、濱中委員言われましたように、4年の改選のときには、またそれはゼロになっていくということで、我々の任期中だけの申し合わせということになるかと思っておりますので。

○村田委員長 この申し合わせ事項については、1回決めたら4年間は絶対これでいくんだぞというような規定もありませんので、まさに申し合わせ事項というのはその都度その都度、任期の改選ごとに、役員改選ごとに、いろんな意見があったら改革を進めていけばいいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、次に、紀北広域連合議員の選出方法、また、三重紀北消防組合議員の選出方法、これについては、各、従来三つの委員会がありまして、各委員長がまずその中に入っていくということでやっておりましたけれども、今回一つになりましたので、3から1になりますので、あと二つの枠をどういう形で選出していくのかということ、御意見がありましたらお聞きしたいと思います。

○三鬼（和）委員　希望抽選でいいのではないですか。先ほどの行政常任委員長は申し合わせで入るということ。

○村田委員長　じゃ、一常任委員長だけは申し合わせで入れて、あとはもう、希望抽選というよりも選挙ですね。

○三鬼（和）委員　はい、そうですね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　議長はもちろんです。はい。

○三鬼（和）委員　議長は入るんだ。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　はい。議長はもちろんです。

じゃ、それでよろしいですか。いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○濱中委員　済みません。議会運営委員会の選出方法のほうで1点聞き忘れたんですけれども、委員長だけで、正副委員長ではなくていいわけですか。

（「委員長でいいんだよね」と呼ぶ者あり）

○濱中委員　委員長だけで6人を……。

○村田委員長　何がですか。

○濱中委員　選出方法の中に常任委員長を入れるということの……。

○村田委員長　ああ。委員長だけでいい。委員長だけで。

○濱中委員　委員長だけですか。

○村田委員長　従来は委員長だけですから、委員長だけ。

○濱中委員　従来は委員長だけなんですけれども……。

○村田委員長　はい。委員長だけです。

○濱中委員　人も減ることなのでと思ったので、そこだけちょっと確認をしたいなと思って。委員長だけですね。

○村田委員長　いや。はい。特に、広域とか紀北消防組合に参加をする人数というのは限られておりますので、その中で尾鷲の議会として行くのは委員長だけで、

あとの方については抽選をしたらいいと。

(「議長がもう。議長は」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 議長はありますけどね。もちろん。

○濱中委員 済みません。議運のほうを聞き忘れたんです。

○村田委員長 議運の委員長は、これまで対象にはなっていないですね。ですから、どうでしょう。議運の委員長を入れるんですか。皆さんの御意見。

○濱中委員 議運の委員の選出をするときに、議員……。

(発言する者あり)

○濱中委員 戻してしもうたんです。委員長と副委員長にせんでもええのかというのを聞いただけです。

○村田委員長 ああ、委員長です。委員長だけです。

○三鬼(和)委員 あと、この際ですので、紀北広域連合の監査委員も行政常任委員長ということで申し合わせしておいたらどうですか。

○南議長 (聴取不能)、広域連合のほう、生活文教の委員長が広域連合の監査ということでなっておりますので。監査ということになっておりますので。広域連合のほうで規約を改正して、いや、条例ですか、広域連合のほうで。規約。

○村田委員長 これ、どないなの。事務局、わからん。

○三鬼(和)委員 あれ、広域連合にはうたってないの、尾鷲市……。

○村田委員長 事務局。事務局。ちょっと。

○岩本議会事務局長 今、広域連合の規約の内容を把握していないんですけども、従来は生文の委員長さんが監査をしていただいておりますという状況です。

○南議長 (聴取不能)、広域連合のほうの問題で決めるものでしょう。

○三鬼(和)委員 いやいやいや、違う。私が言っておるのは、選出される方を行政常任委員長に決めておいたらどうですか。我々は、生活文教常任委員長にしましょうということをごここで決めたわけですから。委員長を。

(発言する者あり)

○三鬼(和)委員 いや、違う。ここでって、尾鷲市のほうで決めたわけですから、誰々ということ。それで……。

○村田委員長 もう一回、もう一回整理して、もう一回言ってください。

○三鬼(和)委員 広域連合につきましては、消防については、監査は紀北町議会、それから、広域連合につきましては尾鷲市議会が監査をすることになっておりますので、その監査委員としては誰を選出するかというこちらの申し合わせの部分

が、これまで生活文教常任委員会という、委員長ということでしておりましたので、今度なくなるわけですから、行政常任委員長をその役に充てたらどうですかって、今、提案しています。

○村田委員長　これはもう、そのとおりで皆さんがお許しをいただけるのであれば、そのとおりで私はよろしいんじゃないかなと思いますけどね。

○南議長　確認します。もし、条例で結局決まるとは、（聴取不能）。

○村田委員長　暫時休憩します。

（休憩　午前10時40分）

（再開　午前10時42分）

○村田委員長　再開いたします。

○南議長　今のを確認したら、別段決めていないですので、ある程度申し合わせということで、やはり尾鷲市のほうからこうなりましたよ、お願いしますといったらその形でいくということやもんで、ここで決めていただいて要請するということが間違いはないです。

○村田委員長　したがいまして、これまでの生活文教の委員長が参画をしていたものを、当然、今回一本化された常任委員長が参画をするという形でよろしいですか。

○濱中委員　心配なことばかり言うておって物すごい後ろ向きにとられるかわかりませんが、広域の監査の仕事量も結構な量があるので、せめてその部分は常任委員会の副委員長にするとかという、仕事量であるとかそういうことも考えたときにと、次……。

（発言する者あり）

○濱中委員　いや、それまでに書類が来て、それをやっぱり精査する時間も要りますし、審査ですから。

あと、常任委員長が1人になった場合はいろんな定例会以外のものも多いので。

（「無理やったらやることないよ」と呼ぶ者あり）

○濱中委員　えっ。もちろんそうですよ。やってくれた人の負担ということも考えたときには、そのあたりはみんなでちょっと議論はしておいたほうがええのかなという気がするんですけども、いかがですか。

○村田委員長　ただいま濱中委員から御意見ございましたけれども、他に御意見ございますか。

○奥田委員 濱中委員の言われることもわかるんですけど、確かに3常任委員長を一つにした委員長って大変な、もうこれ、大変だという議論はこれまでしてきたんやけど、そういう監査も入ってくると。それはもう重々、濱中委員の言われること、よくよく、委員の言われることよくわかりますけど、それを言うたら切りがないので。

それが無理だと思われる方は委員長にならなければいい話で。力量が自分でないと思うなら。でも、月1回とか、月1回あるのかな、これ。監査って。ないと思うんですけども。毎月あるのかな。でも、そんなにあれでしょう。1日やるってことはないでしょう。半日ぐらいでしょう。やるのかな。

(「事前の審査はあるけれども」と呼ぶ者あり)

○奥田委員 ああ。事前にそれはあると思いますけど、それが無理だなと思われる方は委員長にならなければいい話だと思いますけどね。それは、きついかな。

○三鬼(和)委員 中身の話はちょっとあれなんですけど、消防におきましても紀北町議会さんは総務関係の委員長か何かが監査されておるということから、当市議会においても広域の監査を任されておる部分は委員会を代表する方がやっぱり行くべきだと思いますので、委員長を申し合わせで選出するという事でいいんじゃないかなと思います。

○村田委員長 他に御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、それでは、委員長で選出をさせていただくということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 次に、その他の申し合わせについて、これはいずれも議会改革に関係のあることでございますのでざっと進ませていただきたいと思いますけれども、詳しいこと、あるいは掘り下げた議論につきましては、また議長と相談をしながら進めていきたいと思いますが、まず、予算及び決算に関することについて閉会中の取り扱い等ですね。これについてはいかがでしょうか。

○三鬼(和)委員 これも、今回できる1常任委員会において継続、休会中も継続審査するという事で、議決をとる形というんですか。これは、4年で1回か。1年。毎年。3月議会。休会中の議決は。3月議会。

○岩本議会事務局長 これは、改選時であるとか、新しく常任委員会が設置されたときに初めてとるということです。

○村田委員長　　あっ、改選時か。

ですから、今、三鬼委員の中にもありましたけれども、新しく1常任委員会になるわけでありますから、従来の常任委員会は生活、総務とも、休会中も審査ができるとされておりましたので、それを適用させていただきたいって、1常任委員会でも閉会中の審査ということも可能であるということをつけ加えていただくということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　それから、もう一つ問題があるんですが、決算特別委員会、この決算についてはこれまで予算決算としておりまして、やっておりましたけれども、この際に、決算特別委員会だけこの、何と言うんですか、一本の常任委員会とは分けて特別に委員会を立ち上げてはどうかという御意見も以前ございましたので、この点について皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○濱中委員　　こういう特別委員会になった場合の人数というのが全員であるならば、もう変化はないのかなと思いますし、人数を絞ってやるというのであるのか、どっちが先に決まるのかなと思うんですけど。

○村田委員長　　ですから、特別委員会を別に、決算を別にやるのかということをもまずお決めいただいて、それから人数を決めていけばいいと思っております。

○三鬼（和）委員　　今回、1常任委員会を設置については、全員が情報共有するという大前提があって、本来、総務産業とか生活文教というのは専門部会みたいな形で設けておいたものを、一つの委員会でもそれが十分、専門委員会的なことも可能であるということをもみんなが結構詰めた時間に協議してきたわけですから、予算決算委員会も当然、決算委員会にしても特別委員会にしてもつくるのであれば、議長を除いた全員という形になろうかと思っておりますので、これはもう、この1常任委員会の中でやればいいのかないかなと思います。

委員長は大変ですけど、それぐらい、先ほど委員長論が出ていましたけど、それぐらいの形じゃないと1常任委員会をつくった意味と、それが離れ……。そういったことを心配して話したわけですけど、違って行くので、これはこの中でやるのがベターだと思います。

○仲副委員長　　予算決算が今まで一本でありましたけど、今回、決算特別委員会を設けるというには、決算についてはあくまで結果を審査するという中で、決算主義という話もある中で、全員で決算特別委員会に参加して、会期中の中で決算を審査すると。予算とはっきり分けるということではわかりやすいんじゃないかという

意味合いがありますし、今までにも一本化した中で委員長が大変という意味では、決算だけ分ければ、またその分がある程度軽くなるということもありますので、それは余分な話なんですけど、決算だけを分けることについてはそんなに、1 常任委員会にしたことについてのかかわりは少ないんじゃないかなというふうに思いますので、一つの案として私はいんじゃないかと思っています。

○村田委員長　お二方それぞれ御意見が出たわけでありましてけれども、その他の委員さん、これについて御意見ございましたら御発言願いたいと思いますけれども。よろしいですか。

○三鬼（和）委員　要は、1 常任委員会、6 月にするか1 年かけるかというのは、こういった議論をしたかったというか、のがあってのことなので、今、お話しさせていただきたいと思いますが、1 常任委員会というのを大前提として、今、仲副委員長が言われまして、行政経験もある方で、ごもっともな意見。

あと、委員長がかわるといのもごもっともだと思うんですけど、昨今においては厳しい財政状況からいって、決算というのは大事だと思う、費用対効果を求めて次の予算につなげていくということでは、同じ委員長が予算のときから決算まで、1 年違ってきますもんで必ずしも一緒とは限りませんが、そういった形で運営するほうが、私はいと思います。

○奥田委員　今、三鬼和昭委員言われたように、私も賛成ですね。

歌志内市やったかな、だけですよね。完全に一本化しておるといのはね。純粹に、特別委員会も設けずにと。

私、この前も言うたように、以前は7 人選抜して決算だけ特別委員会ということもやっていたけど、どうせやるなら、日本で一個しか、今、歌志内しかやっていないわけでしょう。そのほうがインパクトがあっいいんじゃないですか。どうせ、そのほうが情報共有できますしね、皆さん。すっきりしますね。特別委員会は、僕は要らんと思いますよ。いいですか。そう、日本一。

○濱中委員　私も一本でええなと思うのは、確かに前の年の決算ですけれども、次の年の予算を審査する上での成果とか結果の参考にするという意味では継続しているものというふうにも考えられますので、負担を軽減するという意味であれば、それこそいろんな特別委員会があつたりとか分科会があつたりということの議論もする話になるかなと思うので、1 人の委員長のもとに全てを取り扱うという意味では、私は常任委員会の中でやっても、今までも予算決算で一つにはなっておりましたけれども、決算の委員会をするときにはその部分は決算として切りかわるとい

う形がありましたので、そこは問題ないかなというふうな気がします。

○村田委員長 他に御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 ないようでありますので、この決算特別委員会については一本化の中でやってはどうかという御意見が多数を占めましたから、この一本化になった常任委員会の中に含めてやっていくということでお決めをしていきたいと思えます。

次に、閉会中の委員会の開催。

これは、一番冒頭申し上げた予算及び決算に関することで閉会中の取り扱い等にかかわることでございますけれども、この中で、検討をしていただく中で御意見がありましたように、定期的に執行部から報告を受けるということも定義づけるといえますか、この辺のところは、まさに新しい議長と議会とその執行部との連携等にも大きくつながってくることでありますけれども、この辺のところについては新しい議長にお任せをして申し入れをきちっとしていただくということにしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。御意見ありましたら。

○三鬼(和)委員 参考までに、以前調べたところ、毎月1回、月の初めに全員協議会が開かれて、そこで執行部から市政の推進状況と言うんですか、予算審査したとか、その推進状況を市長に報告してもらうところをしておいた議会がありましたので、参考までに、いいことだなと思って、しましたけど、当時、当時は岩田市長のときちょっとお話をしていたことがあるんですけど、記者クラブ等の、総務課長に相談したところ、記者会見なんかもやって幾つもせんなんというのもあってこちらが譲ったというところがあったんですけど、月に、毎月、まあ言うたら、記者会見しておるようなことをしゃべってもらう形になりますので、それはちょっと執行部との精査もあろうかと思いますが、参考までにそういったやり方をしておる議会がありました。

○村田委員長 わかりました。

ですから、先ほど来から申し上げておりますように、この13名の中でどなたが新しい議長になれるかわかりませんが、皆さんにそれぞれ議長の候補をする権限があるということからすると、皆さんにそういうことで御認識をいただいて、その議長という立場になれば、執行部にそのことをきちっと申し伝えてこれを確立していただくということによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 それから、次に、委員会における議員間討議、自由討議の位置づ

けでありますけれども、この辺については御意見いかがですか。いろいろこれまでもありましたけれども。

私は、委員会としてお答えをさせていただいたわけでありますけれども、現在の各委員会でもそれぞれの御意見の討議はなされておるわけでございますけれども、それから深く、第2段、第3段の討議というのはなかなかなされていない。それは、やっぱり委員会の時間の都合上、あるいは委員長の進行の都合上でこのような形になっておると思うんですけれども、その辺のところをより掘り下げて討議をしていただけるように運んでいくというのは新委員長の役目でもありますし、せっかく皆さん方の中でこういうことについてお話をいただきましたので、新委員長にそのことをきちっと御認識いただいて運営をしていただくということで、どうでしょうか。

○三鬼（和）委員　　ちょっと議会運営委員会にもかかわること、議会の日程でかかわることなのですが、たまたま予算決算常任委員会を設置したときの議長でしたので、そのときの日程を組む状況の中では、予算を審査したときに1日予備日をつくって、執行部から出てきた施策について議員間討論するのやったらそこでやろうということで日程を組んだということがありますので、そういった日程の組み方、議会運営、議長案なんか、議会委員長案なんか、定例会の日程をするときには議運の中でそういったことを入れていければ、十分そこで議員間討論をやろうという、これは、基本条例の中でやろうということをやろうていますことですので、それと、ほかのときでも申し入れがあったら議員間討論について、この施策についてみんなで議論しようやないかというのは、それは、先ほど議運の委員長言われていましたように、常任委員会のことでもありますけど、定例会の日程を組むときにもそういったことを入れておければ、十分討論が、申し出があればできるのではないかなと思います。

○村田委員長　　ありがとうございます。

ですから、新委員長の裁量、それから、いわゆる進行によるということをお願いしたので、まさに議運の際の日程等についても議運の委員長と、新委員長とお話をいただくとか、そういうことで調整をしていただくという意味合いからして新委員長にお任せをするということで申し上げたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、常任委員会への執行部の出席。

これは、前々から言われて、現在も言われておって、何でもかんでも市長、副市長が出席をするのはいかなものであろうかと。公務の都合もあって、それは少し調整していただきたいということは、申し入れが執行部のほうからありました。

これについては、議長でしたか。議長。議会側として、それならば特別なことがない限りは市長、副市長の出席はしなくていいですよということで、現在、進んできておることでもありますけれども、これについて、引き続き現在のような形でやられて、やっていってはどうかと思いますので、皆さん方にあえて御相談を申し上げたいと思うんですけれども、これも新委員長のその時々判断になろうかと思えますけれども、常時出席じゃなくてその都度必要があれば出席をしていただくということで新委員長にもお願いをしていきたいなと思うんですが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　それでは、そういうことで進めてまいりたいと思います。

それから、本会議場における議案質疑の取り扱いについて。

これは、もちろんこの本会議場では質疑という時間がとらなくてははいけません。ですけれども、ここで問題は、その質疑の中で、一つの常任委員会で全てが議論できるわけでありますから、あえてそれを、本会議場でどこまで質疑をするのかということなんですね。

これは、先般にも申し上げましたけれども、やっぱり議員のそれぞれ常識の範疇でありまして、モラルの問題でもあろうかと思えますけれども、その辺のところを、特に一本化になったわけですから、これまでは予算審議で、予算決算で、みんな、全てのものやっておりましたけれども、政策等については各常任委員会でやられておりまして、生活文教に属していない方は、総務で政策条例とか議論をされるときに質疑に立ってやるというパターンもありましたけれども、今回、それが完全に一本化になるわけでありますから、その質疑のことについては皆さんのお考えはいかがなものであろうかということで、あえてお聞きをするわけでございますけれども、皆さんの御意見ございますか。

○三鬼（和）委員　制度としては残しておくというか……。

○村田委員長　そうです。

○三鬼（和）委員　べきだと。先ほど委員長の指摘があった部分につきましては、議長とか議運の委員長がチェック、チェックと言ったらおかしいですけど、問題があるとしたら、また議会運営委員会なんかで運営上の問題として議論していただいて、あとは、議員の裁量によって……。

(「質疑の範疇を逸脱していた場合。質疑はもう、決議として残っておる」と呼ぶ者あり)

○三鬼（和）委員　制度として、権利というか制度としてあるものですから、議

案質疑。

ほかのところによっては質疑、一般質問でくっつけておるところもあるみたいですが、うちの場合、またくっつけてやってもふなれなことでするので、質疑は質疑として。

ただ、順番、浜口議員が存命中というか、おるときには、質疑とか一般質問の順番を変えようやないかという案を出して、紀北町なんかは委員会審査が終わってから一般質問しておるとい、いたりとか、いろいろあって、当然審査、それが一番大事なことであって、一般質問が大事なことでありますけど、審査に関しては、なかっても構わんということは。質疑は、むしろあるほう、議案に対してとということがありますので、その順番については、ずっと長年、私も20年、何ら変わらず、何ら不信も持たずやってきましたけど、ほかの議会では順番を変えておるところもあるみたいです。議論するんやったら、そういったところもされてはいかがですかと思います。

○村田委員長　　今、おっしゃることはよくわかりますし、それから、議長の中にもありましたけれども、質疑の域を逸脱したらというようなことはありましたけれども、あくまでも質疑は質疑でありまして、この質疑が一般質問になると、これは、逸脱をしたということになるんでしょけど、質疑は質疑でありますけれども、私が認識しておるのは、やっぱり一つの常任委員会になって、全てのものが質疑もできるし、そして、質問もできるし議論もできるんですね。そんな中で、同じことを本会議場であえて質疑をするということ、このことがどうなんだろうということではあえて言わせていただいておりますので、さらに、三鬼委員さんも言われましてけれども、それぞれの議員さんの御認識のもとに常識的な判断でやっていただくしかないんですけれども、ともすると、このぐらい委員会で十分聞いたらええじゃないかということも本会議でやるということがあるものですから、私も含めてですよ、私も含めてあるものですから、この際一本化したらその辺のところをさらに、やっぱり御認識をいただいて、そここのところは議長の仕切りにもよりますし、それから、委員長の仕切りにもよるんですけれども、やっぱり基本は議員個々の御認識のモラルの問題かと思っておりますので、その辺のところをひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。これについては、きちっと縛りをするのができませんので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○奥田委員　　いや、私も委員長のおっしゃるとおりとは思いますが、私もこの5年間、いろいろ考えることがあるんですよ。予算決算常任委員会ですね、

やっぱり。全員で入っておるもんで。自分が所属していない常任委員会やったら、質疑、議案に対する質疑、簡単に、簡単というのはあれやけど、できるんやけれども、予算にかかわることになると、もう委員会があるもんで、どこまで聞いたらええのかなというのはこの5年間僕もずっと悩んでおったんですけど、だから、僕の場合は、これ、とても重要だなと。とても重要だなということだけは、議案に対する質疑でちょっと聞いたりとかしてきたんですけど、だから、そういう意味で、今委員長言われたように常識的な範囲内、モラルのことということも踏まえて、委員会で言えると、全部、今、委員会で議論できるので、本当に言いたいこと、本当にこれだけは言いたいというようなことだけは、議案に対する質疑で、常識の範囲内で聞くと。

ただ、あれもこれも聞くというのは、僕は格好悪いのでやめたほうがええかなとは、個人的には思っておるんですけどね。だから、その理由でも、だから、委員長言われるとおりにだよ、とおりに、おっしゃるとおりなんです。

(発言する者あり)

○奥田委員　　はい。そうなんです。いや、私のほうは（聴取不能）。

○村田委員長　　その辺のところは非常に難しいんですよ。個々の認識の違いというのはありますから。ですから、できれば、これは難しいことなんですけれども、その辺の認識は、皆さん、一本にさせていただきたいなと思うわけでありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○濱中委員　　質疑というものが、きちんと残すということに関しては私も賛成でありまして、逸脱しておるかどうなのかというのは本人の判断もありますけれども、やっぱり議長がその権能をもってさばいていただくということがあろうかと思えますので、そのあたりは、本会議場の中の仕切りは議長に従うという形をみんなが再確認をする上で質疑をやるべきかなというふうには思えます。

○村田委員長　　いや、もちろん逸脱するとかいうことについては、議場ですから議長が仕切るということは、これは常識なんです、先ほど来から、おわかりと思うんですが、我々が申し上げておるのはやっぱり、委員会でやればいいことをあえて本会議でどんだんやっっていく、こういった感覚はどうなのかということで、皆さんに御認識を求めておたわけでありますので、その辺のところは御理解をいただいて、よろしく願いを申し上げたいと思います。

○濱中委員　　じゃ、ごめんなさい、しつこい確認で申しわけないんですけど、質疑というものは残るといふことでよろしいですね。

○村田委員長　　質疑は、本会議は絶対質疑は残さなければいけませんから、性格上、なければならない、いきませんから、当然であります。

次に、各種協議会等への参画について。

これの問題につきましては、先ほどちょっと奥田委員からもいろいろありましたけれども、今ここに列挙してあるわけでありましてけれども、この辺のところでは省けるものは省いていくというような形で皆さんの御判断をいただきたい、その上に立っての御意見をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○奥田委員　　とりあえず、今回は三つの常任委員会を一つにすると。それを今後もしやっていくということがございますので、私はこれも、市議会、協議会についてもちょっと議論してほしいなということがあるんですけど、これをし出すとちょっと時間がかかるかなという気がするので、とりあえずは、本当言ったらこれ、僕はもう外してほしいなって結構あるんですけど、その議論はもう置いておいて、とりあえず、今までどおりこの委員長のところだけちょっと調整してもらおうという形で、今後、これは検討事項ということでお願いしたいなと僕は思っていますけど。

国体は、国体は新しいもので、国体は僕は、どうも僕は納得していないんですけどね。

○南議長　　参考までに、皆さんの、御認識しておると思うんですけども、この中へ入っておる部分というのは、各広域的な組合がございまして、各、例えば熊野市なり、議員さんが入っておる場所に準ずいてはやっぱり尾鷲市も一緒に参画しようというところと、省ける部分、ところもあると思うので、また次回のことで一回、僕も精査してみますので、きちっと。そういったことで。

○三鬼（和）委員　　これらにつきましては、村田議長から私が引き継がせてもらって、亡くなられた田中宜哉議員さんが2年か3年かけて委員長をして改革をする中で議論してきたということがありますので、先ほど議長、委員長から言われましたように、もう一度、確かに議会の委員長が入っておる部分については早急に見直しはしなくちゃいけないと思うんですけど、そこから引かれるかどうかという広域的なものであるとか知識的なものについても、市民の皆さんより我々、専門的にやっておる部分とかというのがあって、プラスになっておる部分もあろうかと思っておりますので、ちょっと時間をかけて議論して、議会運営委員会なり何なりすべきだと思います。

○濱中委員　　同じような意見なんですけれども、ただ、この中には会議だけのものもあれば、例えば、ほかの市町と一緒にあって要望活動の中に名前を列挙しなけ

ればならない部分も残っておりますので、そういった部分であるとか、あと、総務産業とか生活文教で二つの委員長が列記されている分、人数が減ってしまうということに問題がないのかという、各担当課の意見も聞いて、この先の議論は進めてほしいなと思います。

- 村田委員長　　ですから、きょうはここでお決めをするということではなく、先ほど議長ともお話をしたんですけれども、皆様に今この列挙してある、これだけ参加をしておるんですよということをごらんいただいて、当然、これ、行政として当然参加をしなければいけないということもありますから、そのほかのことにも、教育会とか防災会議とかいろいろありますけれども、その辺のところは各議員さん、一応御検討をさせていただいて、次回にまた議長に取り仕切りをいただいておりますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 村田委員長　　それから、条例やな。条例の説明、せんでもええ。条例。
それでは、条例の一部を改正する条例（案）について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

- 岩本議会事務局　　それでは、尾鷲市議会委員会条例の一部を改正する条例の、今、新旧対照表を送らせていただきましたので、ごらんいただきたいと思います。
まず、第1条でございますけれども、常任委員会の設置ということで、従来改正前は「議会に常任委員会を置く」という規定でございましたが、ここを、「市の行政全般にわたる事務を調査し、議案、請願等を審査するため、」というのを加えて、議会に常任委員会を置くということでございます。

次に、第2条でございますが、改正前は、「議員は、少なくとも一の」という表示とか、「その割り当てられた常任委員を」という書き方ですが、これが一つの常任委員会になりますので、改正後は、「議員は、常任委員となるものとする。ただし、議長は議会の同意を得て、常任委員を辞することができる。」という規定でございます。

次に、同条の第2項でございますが、これは、従来の三つの常任委員会の規定を全て削除いたしまして、「常任委員会の名称及び委員定数は、次のとおりとする。」、ここでは、「行政常任委員会13人」ということで、一応全員の13人ですけれども、従来の取り扱いで、議長は後刻本会議で常任委員を辞任するという形でよろしいかどうかということですが、こういう規定でございます。

次に、第3条でございます。

改正前は、「常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。」という規定でございますが、ここにつきましては、「常任委員の任期は、議員の任期とする。」という書き方で、第2項については削除ということになります。

次のページをごらんください。

第4条につきましては、議会運営委員会の設置ということで、第4条の第3項におきまして、改正前は、「前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。」ということ、これ、議員の任期というふうになってしまいますので、ここを、「前項の委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。」。以降、4項、5項ということで、追加規定をさせていただいております。

次が、第8条第3項及び第4項でございますけれども、これも、「議長は、常任委員の申出があるときは、会議にはかつて当該委員の委員会の所属を変更することができる。」とか、あと、第4項、「前項の規定により所属を変更した常任委員の任期」ということで、変更の場合の規定でございますので、一つの常任委員会であれば変更の必要ございませんので、ここは削除するというところでございます。

以上でございます。

○村田委員長 委員会条例の一部を改正する新旧対照表をもとに、事務局から説明をいただきましたけれども、ただいまの説明について、特段御意見がございましたら御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 皆さん、御意見がないということで、ただいまの説明どおり進めさせていただくということをお願いいたしたいと思います。

それで、みんな終わったよな。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○村田委員長 以上で……。

○三鬼(和)委員 委員会に、1常任委員会の……。あっ、済みません。よかったです。ごめんなさい。

○村田委員長 いいんですか。

○三鬼(和)委員 はい。

○村田委員長 以上で、皆さんに御協議をいただくことを全て終了いたしましたので、これで議会運営委員会と議会改革委員会を閉じたいと思いますので、皆さん、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

(午前 11 時 17 分 閉会)